ウクライナにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	自動部品	(1)	関税還付手続きの遅延	・ポーランドから原料輸入時に掛かる関税は製品輸出時に還付されるが、還付手続きの遅延（約300Kユーロ/年相当）が発生中。	・還付手続の簡素化。	
16	雇用	日機輸	(1)	雇用の困難	・ウクライナ全体では失業率は10%と高い水準で推移しているため、労働環境は厳しい。インフレも年率10%と高く、優秀な労働力が同国から欧州へ流出し労働人口の減少。 結果として同国において優秀な人材の供給が少なく金融、法務、IT系エンジニア等の人件費は高騰。格差拡大し、人材の競争力を相対的に失わせている。 （継続）	・内需の拡大による労働市場の整備。 ・労働人口の流出に歯止めをかける。 ・累進課税制度を導入し低所得者層の所得税負担を軽減する。	・税法(個人所得税率)
26	その他	日商	(1)	物流手配の困難	・ウクライナへの物流が混乱しており、物品や機材の供給に影響がでている。特に特殊な条件が求められる重量物や精密機器などの物流手配が困難な状況がある。また復興支援の視点でも、物流手配が課題となっている。	・特殊物品の物流支援、物流に関する情報提供。	
		日商	(2)	ロシア・ウクライナ問題に起因する出入国制限	・18歳から60歳の男性を出国禁止とする戒厳令に伴い、ウクライナ従業員を国外での業務や教育に派遣できない。 また、国外からウクライナへの人材派遣においても、外務省が渡航レベル4に定めているため、容易に実現できない。ウクライナ国内での事業体制や技術力維持に影響が出ている。	・ウクライナの戒厳令の緩和、解除。 ・渡航レベルの再検討。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。